

【 検 査 】

２７０ 脂肪肝に対する肝硬度測定等の算定について

《令和６年８月３０日》

○ 取扱い

脂肪肝に対する次の検査の算定は、原則として認められない。

- (1) D215-2 肝硬度測定
- (2) D215-3 超音波エラストグラフィー

○ 取扱いを作成した根拠等

肝硬度測定、超音波エラストグラフィーは、共に超音波装置を用いて肝臓の硬さを非侵襲的に計測するもので、厚生労働省通知※に「肝硬変の患者（肝硬変が疑われる患者を含む。）」が対象である旨示されている。

脂肪肝は、肝細胞に中性脂肪が蓄積した状態であり、上記通知の対象患者の要件には該当しない。

以上のことから、脂肪肝に対するD215-2 肝硬度測定、D215-3 超音波エラストグラフィーの算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について